

## 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 最上町

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
  - ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（最上町）
  - ・最上町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（最上町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（最上町、事業者）
  - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（最上町）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（最上町）
  - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（最上町）
  - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（最上町）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
  - ・町内全域デマンド交通に対し、住民への周知・利用案内のチラシなどを作成し全戸配布。利用率の向上を目指す。（最上町）
  - ・デマンド交通の利用状況を調査・検討を行い、より効率的な運用を検討する（最上町）

## 2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

### 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の最上町相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）  
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
  - ・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）  
県外 406 人 県内 1,531 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の最上町相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）  
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
  - ・最上町の目標値（目標年度 R7 年度末）  
1.3 回／人（直近年度の実績 5,238 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の最上町相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）  
市町村の移動サービスに対する負担額  
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）  
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）  
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）  
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）  
タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）
  - ・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）※令和 3 年 8 月より町内全域デマンド化予定（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）  
デマンド交通：20,000 千円（直近年度の実績 18,860 千円（デマンド分）、1,843 千円（定時定路分））
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）  
デマンド最上町区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,000 人以上  
（直近年度の実績 4,239 人（デマンド分）、999 人（定時定路分））  
デマンド最上町区域の収支率：6%以上（直近年度の実績 5.1%）  
デマンド最上町区域への最上町負担額 18,800 千円  
（直近年度の実績 17,896 千円（デマンド分）、1,655 千円（定時定路分））
- 事業の効果
  - ・上記路線を維持することにより、最上町内全域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
  - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、最上町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって、最上町バス事業デマンド型交通に係る運行費用約 20,000 千円については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町で負担している。

また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する最上町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

## 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

予約制乗合バス前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを交互運行しているバス車両については、平成 20 年に購入した普通自動車（8 人乗り）を予約制乗合バスとして使用しており、耐用年数を大幅に上回る 8 年を経過しているほか、利用者数の増加により乗車定員乗車し、利用を制限しなければならない状況となっていることから、安心安全な輸送を確保するために小型車両を 1 台購入する必要がある。

## 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## (1) 事業の目標

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の最上町相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度 R7 年度末)

市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員: 2.50 回/人

・最上町の目標値 (目標年度 R7 年度末)

1.3 回/人 (直近年度の実績 5,238 人)

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の最上町相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度 R7 年度末)

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 5,602 万 8 千円)

路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)

コミュニティバス: 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)

デマンド交通: 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円)

タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 3,000 千円)

・最上町目標値 (目標年度 R7 年度末) ※令和 3 年 8 月より町内全域デマンド化予定

(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載)

デマンド交通: 20,000 千円 (直近年度の実績 18,860 千円 (デマンド分)、

1,843 千円 (定時定路分))

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

予約制乗合バス (前森・黒沢エリア、月・楯萱場エリア) の年間利用者数: 2,000 人以上

(直近年度の実績 866 人)

予約制乗合バス (前森・黒沢エリア、月・楯萱場エリア) の収支率: 4.2%

(直近年度の実績 1.6%)

予約制乗合バス (前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアへの最上町負担額 6,700 千円

(直近年度の実績 6,907 千円)

## (2) 事業の効果

予約制乗合バス (前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア) を維持することにより、前森集落・黒沢集落・月楯集落・萱場集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

購入予定の車両で、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを交互運行することにより、利用者増加による乗車定員の心配をせずに、安心安全な運行形態を構築する。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

## 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）について、車両の取得に係る費用総額 5,650 千円のうち、補助金額については、最上町で国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

### ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

### ○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和3年度＞

- ・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和4年度＞

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

### ○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和3年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会最上地域別部会

- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

### ○最上町地域公共交通会議

＜令和3年度＞

- ・令和3年6月17日（第1回）：定時定路線型バスから予約制乗合バスへの変更についての議論 等
- ・令和4年2月（書面協議）：予約制乗合バスエリア分割運行及び運行時刻変更 等

### ○その他公共交通関連会合・住民説明会等

- ・予約制乗合バスの新たなエリア運行に伴う住民説明会及び、デマンドバス試乗会

### ○山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により最上町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

わが町では、バスの運行について住民からの声や利用状況等を調査・検討し、特に利用の多い高齢者に対し通院や買い物への移動の支援を行い、健康で安心して生活できる環境づくりを行っている。

## 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県最上郡最上町大字向町 644

(所属) 最上町役場 総務企画課 財務行革推進室

(氏名) 佐藤 輝彦

(電話) 0233-43-2111

(e-mail) [gyokaku@town.mogami.lg.jp](mailto:gyokaku@town.mogami.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア (赤倉塚田方面)		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア (満沢方面)		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	2,440回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア (赤倉塚田方面)		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア (満沢方面)		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	2,440回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
			(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア (赤倉塚田方面)		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア (満沢方面)		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	2,440回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
			(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



# 最上町運行予定系統図

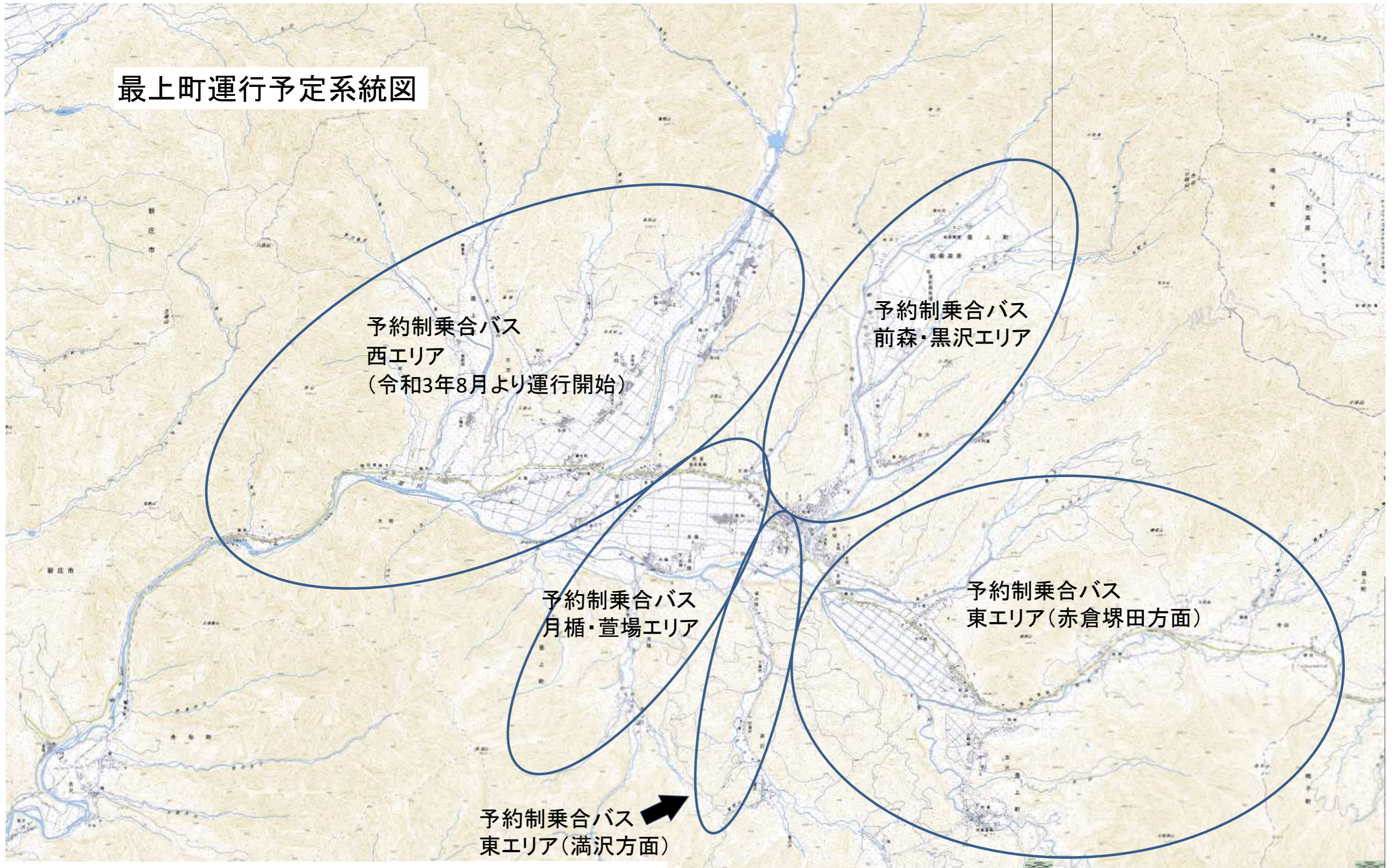
予約制乗合バス  
西エリア  
(令和3年8月より運行開始)

予約制乗合バス  
前森・黒沢エリア

予約制乗合バス  
月楯・萱場エリア

予約制乗合バス  
東エリア(赤倉塚田方面)

予約制乗合バス  
東エリア(満沢方面)



町の暮らしの懸け橋へ

# レインボー号 Q&A



## デマンドバスってなに？

「デマンド」とは、需要、要求、請求といった意味です。利用予約に応じて運行する「デマンドバス」は新しいスタイルの乗り合いバスです。

## 利用の対象者や制限はありますか？

年齢制限など基本的にありません。ご利用の前の「事前登録」をお願いします。

## 時間や目的地の変更、キャンセルはどうすれば？

予約の変更やキャンセルは早めに予約センターにご連絡ください。当日でも受け付けます。

## 予約が1人でも運行しますか？

基本的に乗り合いになるルートで効率的に運行しますが、同じ時間帯、方向で予約がない場合は、お一人でも運行します。

## 予約時刻に遅れた場合待ってもらえますか？

他のお客様の予約の関係から、予約時刻を過ぎたら出発します。予約時刻より少し前に乗車場所でお待ちください。

## 携帯電話からの予約も可能ですか？

可能です。ただし予約をする際にはご自宅電話番号（事前登録した番号）をお伝えください。

なるほど



最上町予約制乗合バス（レインボー号）

## 予約センター

**☎29-7800** 月～金 8:00～16:00

（休）土・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

予約受付業務は、旧営林署事務所の「みんなの家」で行っています。レインボー号発着までお時間がある際は、ぜひ待合所としてお気軽にお立ち寄りください。湯茶などご用意してお待ちしております。

デマンドバス レインボー号に関するお問合せ先

**最上町役場総務課 行革推進係 ☎43-2111**

利用紹介動画 公開中！→



# 最上町予約制乗合バス

# レインボー号

運行日 月～金

土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休

予約制乗合バス（デマンド型）レインボー号は、事前に電話等で予約を行い、他の利用者との乗合いで、ご自宅から目的地までの送迎を行う、町の新しい地域公共交通サービスです。

## はじめに 事前登録

乗降場所（ご自宅等）を事前に把握するために【事前登録】の申請が必要です。申請書に必要事項をご記入の上、右のいずれかにご提出ください。後日、登録証が発行されます。

役場総務課 ☎43-2111 ←電話での登録も可  
社会福祉協議会 ☎43-3180 ←電話での登録も可  
町立最上病院 ☎43-2112  
健康福祉課 ☎43-3117  
予約センター ☎29-7800  
町営バス車両内

申請書は各窓口で用意されています。

お手元に登録証が届いたら利用開始できます。

運行経路 東エリア、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア、西エリア  
（詳細は中面をご覧ください。）

ご自宅

町の指定場所・施設

## 利用料金

乗車1回につき **300円**  
70歳以上 **200円**、小学生 **150円**。  
障がいをお持ちの方は、料金の全額または一部免除。（未就学児無料）

「行きだけ」「帰りだけ」の予約もできるから便利。



## 指定場所・施設

- 最上病院 ● 高齢者総合福祉センター ● 小川歯科医院
- 永井医院 ● 役場 ● 最上駅 ● JA最上支店
- 交流広場 ● ホームセンターマルトク ● マックスバリュ
- 柴崎喜久光商店 ● 予約センター

## 事前予約

乗車希望日の前日午後4時まで

乗車希望日の前日午後4時まで、予約センターに電話でご予約ください。（当日の予約や変更も可能です。）

最上町予約制乗合バス（レインボー号）

## 予約センター

**☎29-7800** 月～金 8:00～16:00

（休）土・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

ご利用の前に予約センターから確認の電話が入ります。

## 乗車

予約場所でお待ちください

予約センターから連絡された乗車予定時間前に、ご自宅前またはご希望の乗車予定場所で、登録証を持って、バスの到着をお待ちください。

バスの中で、現金または回数券で料金をお支払いください。

お釣りのないようにご協力ください。



**お得な回数券 100円券×11枚綴りで1,000円** バス車内または役場総務課で購入できます。



最上町予約制乗合バス

より利用しやすく

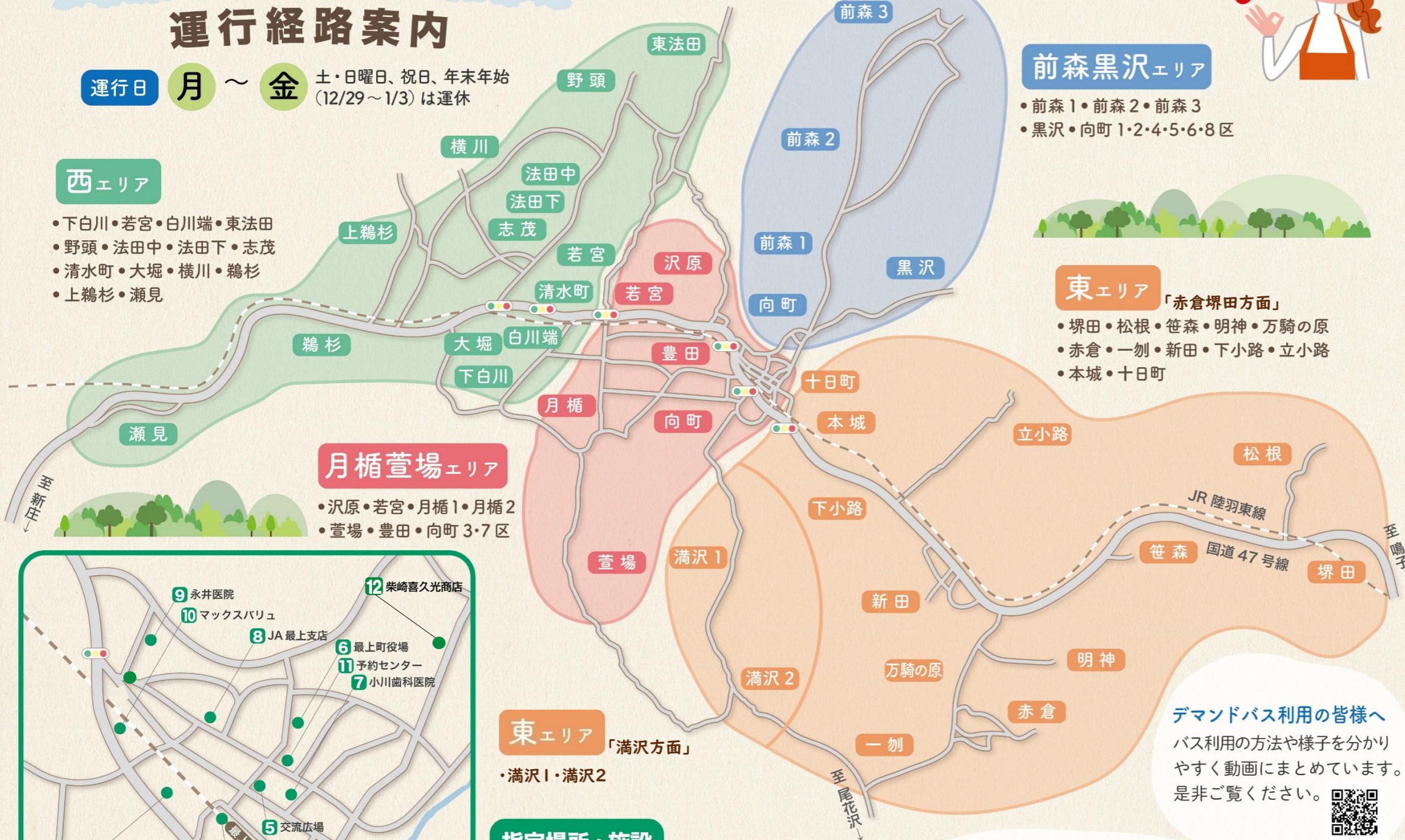
# レインボー号

## 運行経路案内

運行日 月～金 土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休

### 西エリア

- 下白川・若宮・白川端・東法田
- 野頭・法田中・法田下・志茂
- 清水町・大堀・横川・鶉杉
- 上鶉杉・瀬見



令和4年4月より東エリアの運行内容が変更になり、ランドマークが1箇所増えます！



### 前森黒沢エリア

- 前森1・前森2・前森3
- 黒沢・向町1・2・4・5・6・8区

### 東エリア

- 「赤倉塚田方面」
- 塚田・松根・菅森・明神・万騎の原
  - 赤倉・一刻・新田・下小路・立小路
  - 本城・十日町

### 月楯萱場エリア

- 沢原・若宮・月楯1・月楯2
- 萱場・豊田・向町3・7区

### 東エリア

- 「満沢方面」
- 満沢1・満沢2

### 指定場所・施設

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1 最上病院        | 7 小川歯科医院   |
| 2 高齢者総合福祉センター | 8 JA 最上支店  |
| 3 ホームセンターマルトク | 9 永井医院     |
| 4 最上駅         | 10 マックスバリュ |
| 5 交流広場        | 11 予約センター  |
| 6 最上町役場       | 12 柴崎喜久光商店 |



デマンドバス利用の皆様へ  
バス利用の方法や様子を分かりやすく動画にまとめています。是非ご覧ください。

### 最上病院を受診される皆様へ

最上病院を受診された方には、会計時にバス乗車券(1回分)をお渡ししております。帰りのバス乗車でぜひご利用ください。病院のお会計の際に、お声がけください。



### 東エリア 向町発

<b>迎え</b>	満沢方面	赤倉塚田方面
	①7時便 7時45分	①8時便 8時05分
	②9時便 9時10分	②9時便 9時30分
<b>送り</b>	満沢方面	赤倉塚田方面
	①11時便 11時05分	①11時便 11時25分
	②12時便 12時30分	②12時便 12時50分
	③13時便 13時55分	③14時便 14時15分

### 前森黒沢エリア

<b>迎え</b>	①8時便 向町発 8時10分
	②9時便 向町発 9時20分
<b>送り</b>	①10時便 向町発 10時30分
	②11時便 向町発 11時40分
	③12時便 向町発 12時50分

### 月楯萱場エリア

<b>迎え</b>	①8時便 向町発 8時40分
	②9時便 向町発 9時50分
<b>送り</b>	①11時便 向町発 11時00分
	②12時便 向町発 12時10分
	③13時便 向町発 13時20分

### 西エリア

<b>迎え</b>	①8時便 向町発 8時10分
	②9時便 向町発 9時40分
<b>送り</b>	①11時便 向町発 11時10分
	②12時便 向町発 12時40分
	③14時便 向町発 14時10分

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
最上町	最上町	1	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア	小型車両			14	R5.1			一括
		2	( )								
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	最上町
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	8,080
交通不便地域等	8,080

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
8,080	最上町	過疎法第2条の1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

最上町  
過疎区分:全部過疎  
町内全域交通不便地域等

